

農商工等連携促進法案について

2008年3月

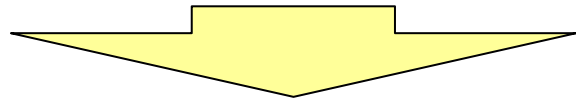
中小企業庁 経営支援課



農商工等連携関連2法案について

～ 農林水産業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現 ～

- 企業規模や業種、地域によって景況に格差がみられる中、**地域経済を支える中小企業者や農林漁業者**のそれぞれの強みを活かした取組による活性化が重要。
- **食品製造業等の農林水産関連産業**は、**地域経済の基軸**であり、これを中核とする産業集積の早急な活性化が重要。



農林水産業と商業・工業等の産業間連携(農商工等連携)を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備。

Ⅰ. 農商工等連携促進法案

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案)

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援。

- ・国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う公益法人・NPO法人もあわせて支援。

Ⅱ. 企業立地促進法改正法案

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案)

農林水産関連産業の企業立地等を進め、産業集積の形成等を促進するための支援策等を追加。

- ・都道府県知事から企業立地又は事業高度化に関する計画の承認を受けた場合に、農林水産関連産業の企業立地に対する税制、小規模企業の設備投資への無利子融資、食品流通関連の事業資金の債務保証等の支援を追加。

法的枠組みの整備のほか、農商工等連携関連予算として、200億円超(平成20年度予算案)を措置。(農水省・経産省合計)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

1. 新法の考え方

- **業種の壁を越えた**連携を促進するための、農水省・経産省による**行政の壁を越えた従来にない法律**
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、**農水省・経産省の両省が共同で支援**
- 農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で**200億円以上の予算措置により支援**

中小企業者と農林漁業者の連携事例

【商品の開発・生産】(北海道江別市)

・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



江別小麦めん
パッケージ

【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)

・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウェディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。



年間20万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

基本方針

・主務大臣が農商工等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。

認定

申請

認定

申請

農商工等連携事業計画

・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設
(7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設
(中小公庫・国民公庫)

農商工等連携支援事業計画

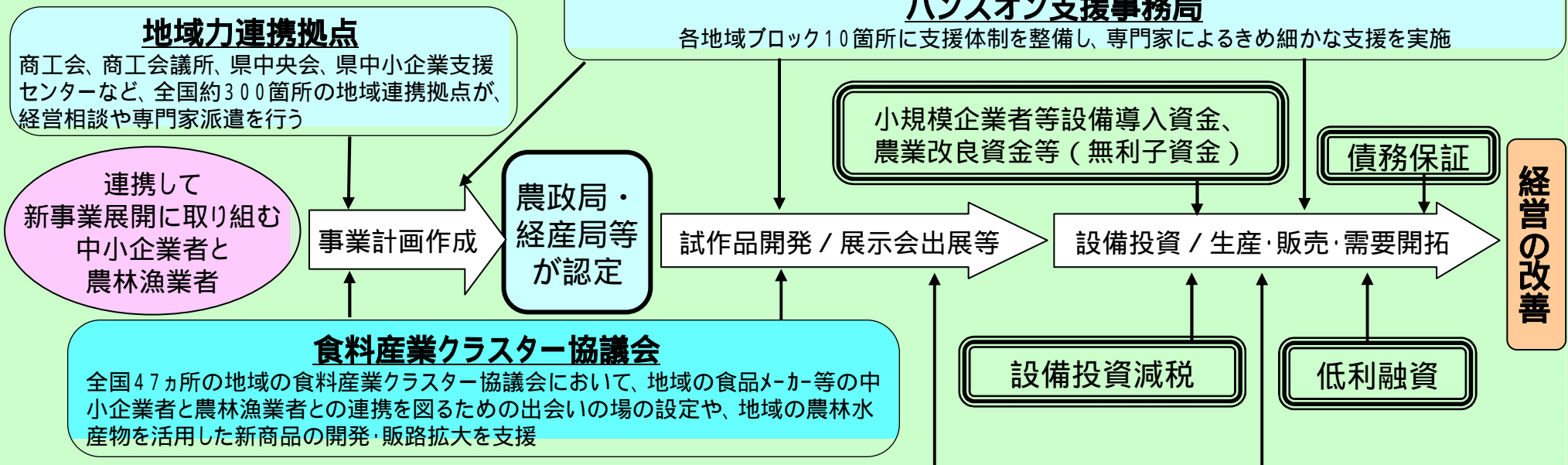
・農商工連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農商工等連携促進法案における支援の流れ

【事業者への支援】



（ ）事業化の段階に応じた多様な予算措置の例

農林水産業・食品産業の発展等を図るための産学官連携による実用技術開発を競争的資金により支援

ITを活用した生産スタイルの構築など、異業種のノウハウを活用した農林漁業者の経営の効率化等を支援

試作品開発・展示会出展への支援や、品質管理体制作りの強化、生産加工ネットワークの構築など、具体的な事業化段階での支援

空き店舗活用や特産品販売サイトの立ち上げ、大企業 O B 等によるマーケティングに関するアドバイス、輸出促進など、販路開拓を支援

【支援機関への支援】



(注)  部分は法律認定による支援

農商工等連携促進法案の位置付け

	農林水産品そのものを商品とするもの	農林水産品を活用した商品	その他、 鉱工業品など
中小企業者単独によるもの(中小企業者同士の連携によるものを含む)	農業者単独の取組については、 農林水産業支援法による支援	地域資源法 (対象) 相当程度認識された農産品の活用であること 当該地域において生産が行われるものであること (例) 夕張メロンゼリー 地元の有名なメロンを活用して、 中小企業者が新たな新商品を開発・販売 	
		新連携（新事業活動促進法） (対象) 相当程度の需要の見込みがあること 新たな事業分野の開拓であること (例) 缶詰製造業と調味料製造業が連携して、 サケの頭部から高機能性サプリメントを生成 	
中小企業者と農業者との連携によるもの	農商工等連携促進法 (対象) 農林漁業者と中小企業者による連携 = 双方が 経営資源を持ち寄って行う商品等の開発・生産・ 販路開拓であること(単なる農林水産品の中小 企業による活用ではないこと) 当該取組が両者の経営の向上に寄与するもの であること = 一定の需要の見込みがあること (例) 長いもの供給・出荷体制の整備 周辺の複数の農協が、長いもの共同生産 体制を整備するとともに、地元の農機具 メーカーと連携し、大型貯蔵施設整備や 掘削機械改良等を行い、長いもの通年 供給・出荷体制を構築に成功。  	革新的な取組に限る 地域資源が指定されている地域に限定される 農産品の中で、地域内で相当程度、認識されている 物に限定される (例) ワサビを活用した商品 ワサビ農家(A)、食品会社(B)、建設会社(C)が 連携して、ワサビ風味カマボコやソーセージ等の 新商品を開発、販売。 AはB、Cの協力を得て、高品質なワサビを生産 管理し、BがAと共同で、ワサビを活用した新商 品を開発し、販路開拓。 ワサビの生産地域と加工場所は異なる 	

「農商工等連携事業」の要件

基本的要件

中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して、当該事業者にとっての新商品又は新サービスの開発や需要の開拓等を行うこと

連携するそれぞれが工夫を凝らした取組を行うこと

連携事業を通じて、それぞれの経営の改善が見込まれること

(具体的な要件は、法律施行後、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聴いて、主務大臣が定める基本方針において定める予定)

「経営資源」として想定されるもの（ハード・ソフトの両方を含む）

- 1) 中小企業者の経営資源の例
 - 技術(加工、製造、保存)、ノウハウ、ネットワーク(販路等)、特許、商標、販売方法、コスト管理手法、機会、設備、施設、販売店舗、物流システム、ITシステム 等
- 2) 農林漁業者の経営資源:
 - 生産技術・ノウハウ(農業、林業、漁業(養殖含む))、機械設備 等

「新商品」「新サービス」として想定される事例

- 1) 中小企業者が行う新商品・新サービスの開発等:
 - 農林水産物を活用する新たな加工食品、化粧品等の開発・製造・販売、レストランでの新メニューの提供
農林水産物やその加工品の直売所の設置、直売サービスの実施 等
- 2) 農林漁業者が行う新商品・新サービスの開発等:
 - 中小企業者のバイオ技術を活用した新品種の生産、中小企業者の集客ノウハウを活用した観光農園事業の開始 等

中小企業者の「工夫を凝らした取組」として想定される事例

新しい材料の導入、新しい製造方法・加工方法の導入、顧客のニーズにあわせた小ロット(又は大ロット)での製品の生産・輸送・販売の実施、新しいサービスの導入、顧客のニーズにあわせた販売方法の導入 等

農林漁業者の「工夫を凝らした取組」として想定される事例

- A 農業者 ア) 新しい品種の導入、イ) 新しい栽培管理方法の導入、ウ) 実需者のニーズにあわせた小ロット(又は大ロット)での出荷、エ) 実需者のニーズにあわせた選果方法の採用 等
- B 林業者 ア) 新しい特用林産物の品種の導入、イ) 新しい森林管理手法の採用、ウ) 実需者への直送での丸太の出荷、エ) 実需者のニーズにあわせた小ロット(又は大ロット)での出荷、オ) 実需者のニーズにあわせたスペック(採材の長さ等)での出荷 等
- C 漁業者 ア) 養殖業者における新たな魚種の導入、イ) 実需者のニーズにあわせた鮮度保持方法の採用、ウ) 廃棄魚や漁港での処理残渣など未利用資源の活用、エ) 実需者のニーズにあわせた小ロット(又は大ロット)での出荷 等

中小企業者の経営の向上として想定される指標

当該事業者の付加価値額又は売上高の増加率、従業員1人あたり付加価値額又は売上高の増加率、等

農林漁業者の経営の改善として想定される指標

当該農業者の付加価値額又は出荷額の増加率、従業員1人あたりの付加価値額又は出荷額の増加率、等

農商工等連携促進法案における主な支援措置の比較

中小企業信用保険法の特例

現 行

< 保険種類 > < 保証限度額 >
(1業者あたり)

・普通保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

・無担保保険

8,000万円以内

・特別小口保険

1,250万円以内

・流動資産担保保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

< 填補率(年額) >

・普通保険……………70%

・その他の保険……………80%

< 保険料率(年額) >

・百分の三以内において政令で定めるもの

本法における特例

< 保証限度額の拡大 >
(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

【特別枠】

・普通保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

・無担保保険

8,000万円以内

・特別小口保険

1,250万円以内

・流動資産担保保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

< 填補率(年額)の引き上げ >

・普通保険……………80%

・その他の保険……………80%

< 保険料率(年額)の引き下げ >

・百分の二以内において政令で定めるもの

【保証限度額の合計】
現行の保証限度額(1業者あたり)
+ 特別枠

・普通保険

4億円以内
(組合は8億円以内)

・無担保保険

1,6億円以内

・特別小口保険

2,500万円以内

・流動資産担保保険

4億円以内
(組合は8億円以内)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現 行

< 貸付率 > ……貸付対象額の1/2以内

本法における特例

< 貸付率の拡大 > ……貸付対象額の2/3以内

食品流通構造改善促進法の特例

現 行

< 支援対象 >

食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

本法における特例

< 支援対象の拡大 >

左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現 行

< 対象者 >

・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者

・これらの組織する団体

< 償還期間 / 据置期間 >

10年以内 / 3年以内

本法における特例

< 対象者の拡大(左記に追加) >

中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))

< 償還期間 / 据置期間の延長 >

12年以内 / 5年以内

課 税 の 特 例

現 行

制度創設

本法における特例

機械等の取得……………特別償却(30%)
税額控除(7%)

農商工等連携の事例

長いもの供給・出荷体制の整備による販売網の確立

○農協 - 農機具メーカーの事例

- ・周辺の複数の農協が、長いもの共同生産体制を整備するとともに、地元の農機具メーカーと連携し、大型貯蔵施設整備や掘削機械改良等を行い、長いもの通年供給・出荷体制を構築に成功。
- ・これにより、国内でのブランド化を実現するとともに、特に、国内需要の少ない太物を台湾やシンガポールへ輸出するなど、意欲的な販売戦略が可能となった。



乳牛の給餌を人力からIT活用によるシステム管理

○畜産者 - 農機具メーカー

- ・農機具メーカーが、農協等と連携し、乳牛一頭ごとに給餌回数・分量・飼料のブレンド、給餌時間等をITで自動制御する自動給餌システムを開発。労働時間の太宗を占める給餌時間を4～5時間から約15分(約20分の1)に短縮。
- ・経営規模大幅拡大(飼育頭数40%増)の拡大や生産性向上(1頭あたり乳量7%増)を実現し、酪農家のゆとりある暮らしの実現に貢献した。



IT農業支援システムの活用による低コスト、高品質作物の生産

○農業者 - 設計・測量会社

- ・地元の農業者と土木建築の設計・測量会社等が共同して、人工衛星や無人ヘリコプター等から取得した画像データを活用した農業情報の管理システムを構築。
- ・これにより、農産物の収穫状況を踏まえた農作業の内容・スケジュール管理の効率化やマップ化された土壌の状況に基づく施肥作業の自動化が可能となり、生産性の高い営農体制を実現。

衛星を活用した
適切な情報管理



トレーサビリティシステムの活用による安全安心食材のブランド化

○農業者 - 食品加工会社

- ・複数の都道府県にまたがる数十の農業生産者・加工者がネットワークを構築し、自然健康食品ブランドを展開。
- ・トレーサビリティシステムの活用により、生産者の顔が見える食材として、有機米や無農薬野菜、ハチミツバター等の加工食品を生産。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人を超え、コアファンの育成を図る。



有機質栽培・減農薬栽培の人参

健康に良い高機能タマネギを地域限定生産

○農業者 - バイオベンチャー - 販売会社

- ・地元の大学発ベンチャーが、健康に良い新品種のタマネギを開発。地元の町役場、農協、商工会議所等の協力を得て、地元農業者との連携を実現し、限定生産を実施。
- ・また、新品種タマネギを活用し、地域ブランドとしての商品開発や販路開拓を行うべく、地域の販売会社と連携し、首都圏での販売を展開。



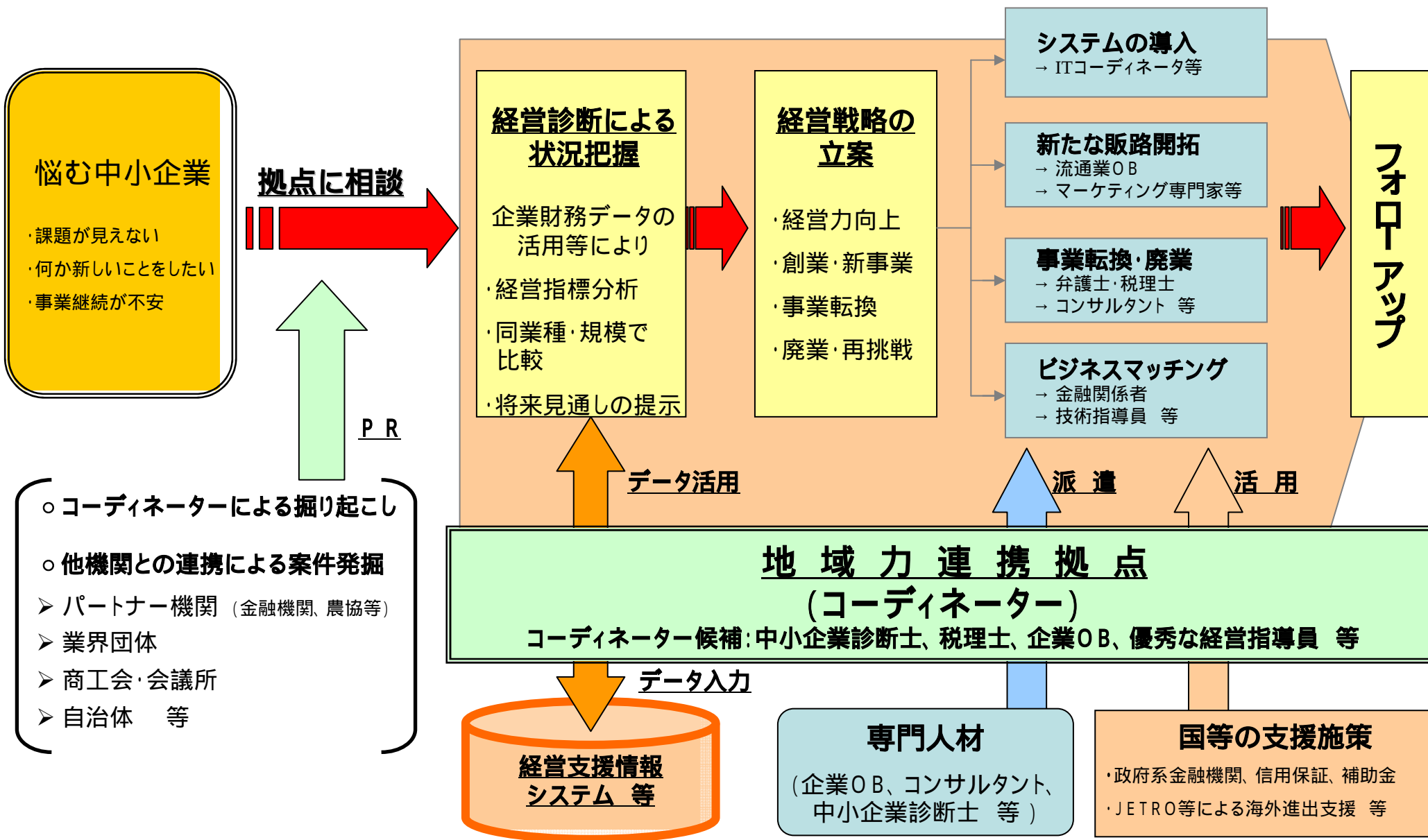
美味しく食べやすい、大葉入りのヘルシー麺を開発

○農業者 - 食品加工会社

- ・従来、食物繊維入り麺製品はどうしても「ざらざら感」があり、多量の大葉粉末を取り込むことは困難であったため、製麺技術を改良し、大葉の成分や風味を損なわずに、つるつる感と腰のある食感の麺製品を実現。
- ・健康食品として注目されていたけれど、これまでは利用が制限されていた大葉が活用可能になり(100gあたり45枚相当分)、大葉の需要を拡大。



地域力連携拠点の支援の流れ



拠点支援イメージ（農業協同組合モデル）

小規模企業等

特産品開発を行っている食品加工業者Aは、他地域の商品との差別化を図るために、地域独自の原材料を求めている。

農林漁業者

地域で昔から栽培され、地域内でしか流通していない野菜を栽培している農家Bが、加工品としての売り出しを検討。

農協（拠点）が開催する地域の異業種が集まった勉強会を勧められ参加したところ、お互いのニーズにあった相手と出会うことが出来た。

野菜の効用を調べるために、都道府県の研究機関に、検定を依頼し、健康促進効果が実証された。

首都圏のデパートや、スーパーマーケットへ納入する際に求められる条件（納品個数、品質レベルなど）についてのノウハウを修得。

現在以上の原材料を生産しなければならなかったため、周囲の農家から農地を借り受け、経営規模を拡大。生産の効率化を図るために、ITの導入を検討。

原材料生産から加工に至るまで、徹底した品質管理が可能な生産ラインを構築。

新商品を開発して販路拡大を果たし、経営の拡大を図るため、農商工等連携事業計画の認定を受け、国の各種支援策、ハンズオン事務局のフォローアップを受ける。

マッチング相談

マッチング相談

マッチング
支援

紹介

派遣

派遣

支援

支援

応援コーディネータ

ハンズオン
支援事務局

< 国の支援策を活用したマッチング >

地域資源 ∞ 全国展開支援事業（勉強会）

公設試

新現役人材
（商品開発、流通、
マーケティング等）

高度
専門人材
（ITコーディネータ）

国の支援メニュー

- ・政府系金融機関による低利融資
- ・信用保証の特例
- ・補助金 等